

特許の詐称と他人の特許の盗用行為の 告発に関する広州市の奨励規則

2006年7月18日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

特許の詐称と他人の特許の盗用行為の 告発に関する広州市の奨励規則

(2006年7月18日広州市知的財産権局公布)

第1条 特許の詐称と他人の特許の盗用行為を厳しく攻撃し、市場の経済秩序の規範化、特許の詐称及び他人の特許の盗用行為を公民、法人やその他組織が告発することを奨励し、且つ告発に貢献した者に対して表彰するために、「他人の特許の詐称及び詐称行為を事実調査し処分する広州市の実施規則」の関連規定に基づき、本規則を制定する。

第2条 本規則は広州市の知的財産権局が広州市の各区、県級市の範囲内で特許の詐称と他人の特許の盗用行為を立件調査し処分する事件に適用する。

次の行為の1に該当する場合、特許の詐称行為とする。

- (1) 表示に特許マークのある非特許製品を製造した場合または販売した場合。
- (2) 特許権の無効を宣告された後も、引き続き製造、販売する製品に特許マークを掲載した場合。
- (3) 広告若しくはその他宣伝資料において、非特許技術の特許技術と称した場合。
- (4) 契約書に、非特許技術の特許技術と称した場合。
- (5) 特許証明、特許書類や特許出願書類を偽造若しくは変造した場合。

次の行為の1に該当する場合、他人の特許の盗用行為とする。

許可を経ずに、他人の特許番号を、製造または販売する製品、製品の包装に表記した場合。

許可を経ずに、広告若しくはその他宣伝資料に他人の特許番号を使用し、関連する技術を他人の特許技術として人に誤認させた場合。

許可を経ずに、契約書に他人の特許番号を使用し、契約書に関わる技術を他人の特許技術として人に誤認させた場合。

他人の特許証明、特許書類や特許申請書類を偽造した、または変造した場合。

第3条 告発人は、来庁、書簡、電話またはその他の方法を通じて広州市及び各区、県級市の知的財産権局へ違法組織の名称、住所、及び違法者の氏名、身分、模倣製品の製造・販売などの状況を提供することができる。

各区、県級市の知的財産権局は告発を受けた後、速やかに事件を広州市知的財産権局へ移送し処理しなければならない。

告発人の告発した内容を調査し、事実の証明を経て、広州市の知的財産権局が立件し調査処分した場合、告発の貢献者とする。

広州市の知的財産権局は、告発の貢献者に対して表彰を実施する。告発の貢献者が法人またはその他組織の場合、法人若しくはその他組織に対して表彰し、本規則に照らし執行する。

第4条 広州市および各区、県級市の知的財産権局は、告発人の身分に対して秘密を守り、調査・処分担当者でない者が許可を経ず、告発人の身分に関する如何なる情報も問合せを行ってはならない。

同一の事件に多くの告発貢献者がいる場合、初めて告発した貢献者を表彰し、告発順序

は告発を受けた時間を基準とする。但しその他告発人が提供した情報が事件を明らかにするために直接的な影響のあった場合、事実を考慮し表彰することができる。

2名（2名を含む）以上の連盟で同一の事件を告発した場合、1つの事件に基づき表彰を行う。

第6条 広州市各級知的財産権局及びその業務担当者が告発した場合、本規則は適用しない。

第7条 告発に貢献した者への表彰の基準は、罰金金額の大小に基づき、1度に表彰する。具体的な表彰基準は以下の通り。

(1) 金額の処罰に及ばない場合、300元の褒賞金を贈り、表彰する。

(2) 5000元（5000元を含む）以下の罰金に処する場合、罰金の12%で、300元を下回らない金額の褒賞金を贈り、表彰する。

(3) 5000元から10000元（10000元を含む）罰金に処する場合、罰金の10%で、且つ600元を下回らない金額の褒賞金を贈り、表彰する。

(4) 10000元から20000元（20000元を含む）の罰金に処する場合、罰金の8%で、且つ1000元を下回らない金額の褒賞金を贈り、表彰する。

(5) 20000元から50000元（50000元を含む）の罰金に処する場合、罰金の6%で、且つ1600元を下回らない金額の褒賞金を贈り、表彰する。

(6) 50000元以上の罰金の場合、罰金の2%で、且つ3000元を下回らない金額の褒賞金を贈り、表彰する。

(7) 告発された他人の特許を詐称する行為の情状が深刻で、公安機関へ移送し事件を立件、調査処分する場合、3000元の褒賞金を贈り、表彰する。

事件を告発する場合、1立件につき1表彰で実施し、告発が事実でない場合、告発後、事件の立件条件と符合しない場合、表彰しない。

第8条 特許の詐称と他人の特許の盗用行為を告発する褒賞金は、市の財政年度予算に組み入れる。広州市知的財産権局は特別支出金として用い、併せて財政、監査などの部門の検査・監督を受け入れる。

第9条 特許の詐称と他人の特許の盗用行為の告発を経て立件し調査処分された後15日営業日以内に、市の知的財産権局は告発の功労者へ褒賞金の受領を通知する。告発人は身分証明書の書類に基づき褒賞金の受領手続きを行わなければならない。事件の責任者は告発人の身分資料を調査し事実確認に責任を負い、併せて告発人の秘密を守らねばならない。告発の貢献者は通知を受領後3ヶ月以内に褒賞金の受取を行わない場合は、自動的に放棄したものとみなす。

第10条 告発人は告発の内容に責任を負わなければならない。告発の名目で故意に事実を捏造し他人を誣告した場合、若しくは違法行為の嫌疑のかかる不当競争を行った場合、市の知的財産権局は関連部門へ移送し、法に従い法的責任を追及する。

第11条 告発の受理及び調査・処理担当者が次の情状の1に該当する場合、情状の軽重により懲戒処分を与える。情状が深刻で犯罪を構成した場合、関連に法律に基づき刑事責任を追及する。

(1) 告発に対して粗雑な仕事を行い、事実確認・調査処分をまじめに、速やかに行わない場合。

(2) 告発人の同意を経ずに、告発人の個人情報を公開、漏洩した場合。

(3) 被告発人へ情報を漏洩し、その調査処分から逃れることに協力した場合。

(4) 告発人へ支払うべき報奨金を自身のものであるとして占有した場合。

(5) 告発資料を偽造し、告発褒奨金を不正受領した場合。

(6) 関連の規定に違反するその他行為。

第 12 条 本規則は広州市知的財産権局が説明の責任を負う。

第 13 条 本規則は 2006 年 9 月 1 日から施行し、有効期限を 5 年とする。